

2020年3月31日

法科大学院自己点検・評価報告

法科大学院は2022年度（令和4年度）の認証評価（日弁連研究財団を予定）に向けて、毎年の年次自己点検・評価報告書を作成しております。昨年度の報告書は法科大学院が多忙に紛れ未作成でしたので、今年度に、大学全体の大綱にも沿いながら、2018年度と2019年度の2カ年分を作成いたします。

ここに中間報告書を提出いたします。中間報告では、年次報告書の第1分野「運営と自己改革」を提出いたします。来年2月末の最終提出時には、第2分野以下を完成させて提出いたします。

●2018年(平成30年)度自己点検・評価報告書（平成30年10月1日付）

対象期間 平成29年10月～平成30年9月

●2019年度(令和元年)度自己点検・評価報告書（令和元年10月1日付）

対象期間 平成30年10月～令和元年9月

●2018年(平成30年)度自己点検・評価

平成30年度 法科大学院自己点検・評価活動の方針

- ① 昨年度採用された加算プログラムの確実な実施
- ② 法科大学の特質を考慮した学生参加型の内部質保証体制の整備
- ③ 国際的視野に立つ法学教育の継続と充実

第1分野：運営と自己改革

(1) 平成29年度採用された加算プログラムの確実な実施

平成29年度に、「・法学部教育と連携した法曹養成一貫プログラム、・未修者の飛躍的な実力向上のための取組み」、「・法学部教育と連携した法曹養成一貫プログラム」、「法科大学院が設置されていない(募集停止を含む)地域出身者への学修支援」の三つのプログラムが優れた取組と評価されて加算の対象となった。このうち、とくに法学部教育との連携について更に深めるために、法学部のGLP担当教員、法律教育センター担当講師とで、法学部での学習状況についての検討会を設けて随時開催した。

法科大学院未設置地域については、急激な法科大学院の閉鎖の現状を直視して、未設置地域についての定義の見直しについて入試等の担当部署で検討して、改正する方向が望ましいことを法科大学院入試委員会に建議した。

(2) 法科大学院の特質を考慮した学生参加型の内部質保証体制の整備

これまで、すでに毎学期、学生ごとに定められている担当教員(アカデミックアドバイザー)と面談して、その記録を作成している。また、研究科長との面談も、ここ数年は、学生の要望によるもの以外に、研究科長からの面談要請、勧告などで随時なされており、学生の意見の聴取と反映を心がけている。したがって、学生参加型の内部質保証体制は一応の水準を保っていると評価している。

しかし、よりよい法科大学院教育の実現のためには、さらなる学生参加型の内部質保証体制の整備が求められることも事実である。他方で、法科大学院は、終了後の司法試験に合格するための必要な到達点が存在するために、学修

すべき内容と方法について教員のいわば職権的な指導が他の学部や大学院以上に必要であることも多く、また、厳正な成績評価を反映して留年者、退学者も相当程度でている状況のなかで、教員と学生との間で不必要な摩擦が生ずる危険も懸念される。とくに、少人数の法科大学院である本法科大学院では教員と学生との関係が密であることから、ひとたびその危険が現実となったときは、修復には多大の時間と労力を要することになると想像される。

そこで、自己点検委員会を中心に、FD委員会、学修支援委員会など関係委員会での検討を踏まえた結果、法科大学院の特殊性から来る副作用を抑えながらも、実質的な効果が大きいと思われる制度として、平成29年度から当該年度の司法試験合格者と、研究科長、研究科長補佐との懇談会を開催して、各教員の授業の内容、カリキュラム、施設などについて率直な、忌憚のない意見を収集し、その意見を取りまとめて、授業等に関しては、その内容に応じて、研究委員会の席または個別に関係教員に伝えるなどして、学生の意見を反映した教育改革を行うことにして、懇親会を開催した。今後も懇親会の構成方式や反映の仕方などについて、より効果的な方式を検討していくことにしている。

(3) 国際的視野に立つ法学教育の継続と充実

国際的視野に立った法学教育の必要性は、益々大きくなっている。本年度は、担当教員の体調不良で海外インターンシップが実施されなかったが、それに代わって、2018年7月22日（日）にアメリカの弁護士団（10名）とのシンポジウムを開催した。今後は、海外インターンシップ先の国を可能な範囲内で広げることも検討している。

2019年度(令和元年)度自己点検・評価

令和元年度 法科大学院自己点検・評価活動の方針

- ① 昨年度採用された加算プログラムの確実な実施
- ② 法学部法曹コース設置と連携協定書の作成および認定の実現
- ③ 法学部法曹コース設置及び在学中の司法試験受験（2023年開始）に対応する法学部法曹コースと法科大学院の各新カリキュラムの検討・調整
- ④ 上記①～③に対応する授業内容、教育資源の検討・調整

第1分野：運営と自己改革

(1) 平成30年度採用された加算プログラムの確実な実施

平成30年度採用された加算プログラムでは、文部科学省より司法試験の合格率等に関するKPI（Key Performance Indicator 重要業績評価指標）を設定することを求められ、提出した。今年度のKPIはほぼ達成したが、文部科学省からKPIの妥当性等について再検討すべきとの意見があったので、鋭意検討して、今年度の加算プログラム報告書を提出した。

(2) アセスメントポリシーに基づいた学習成果の測定・可視化の推進

法科大学院では、「学習成果の測定」について、次の諸点を確認した。

①各授業でのソクラテスメソッドの実施による口頭での理解の確認、②短答式問題などの小テストの実施と採点、③起案（自宅起案・即日起案などの論文作成）の実施と採点・添削、④定期試験の実施と採点・添削、④中間授業アンケートや期末アンケートの自由記述欄の記載を通じて、授業で理解しにくい部分を把握している。また、⑤各学期の成績評価が確定した段階で、具体的な単位未修得科目が明示された成績不良者・留年者等の一覧表を作成している。

また「学習成果の可視化」としては、ポータルサイトへの成績表の記入とは別途、文書で作成提出している以下①～④などの資料の作成によって可視化している。①日常点・定期試験・合計点の得点が明示されている成績表の作成、②成績分布（S～E）の状況を記載した表の作成、③主として日常点の算定に当たって作成される成績評価の基礎資料（複数回実施されている小テストや起案課題の評価の一覧を記載したもの）の作成、④起案課題や定期試験の結果（到達目標への達成状況、良く出来ていた箇所と不出来な箇所の指摘、今後の

学修上の課題などを記載した「解説」や「講評」の作成（学生に配布）が挙げられる。

これら①～④の各文書は「成績評価に関する資料一式」として、法科大学院事務室教務係に提出し、管理している（第三者による認証評価の資料として閲覧が予定されるため）。上記1の⑤の成績不良者・留年者等の一覧表は、研究科委員会において審議・検討している。

(3) 本学法学部 GLP（Global Lawyers Program 文科省の提示する「法曹コース」）との法曹養成教育連携協定書の作成および認定の実現

今年度、法学部と法科大学院の共同で、法曹養成連携検討委員会を設置し、鋭意検討し、法曹養成教育連携協定書について法科大学院研究科委員会、法学部教授会、常任理事会の議を経て、11月末に文部科学省へ提出した。現在、文科省からの認可を待っている。認可は令和2年1月の予定である。

(4) 法学部法曹コース設置及び在学中の司法試験受験（2023年開始）に対応する法科大学院の各新カリキュラムの検討

今年度上記の「法曹コース」としてのGLPの設置は、法学部3年早期卒業を前提に法科大学院既修2年で修了する、いわゆる「3+2」のコースが想定されている。加えて、既修2年の在学中に司法試験を受けられることが予定されており、法科大学院ではこれらの動向に対応するカリキュラムを新たに策定する必要がある。令和元年5月の研究科委員会において法科大学院に新カリキュラム検討委員会を設置して、現在鋭意検討中である。

(5) 法科大学院は、2017年日弁連研究財団による認証評価を受け、その際に指摘された事項をまとめ、改善を検討した（平成31年1月11日・同年3月1日の研究科委員会）。指摘事項の中でも、研究面に対する指摘について、次のように改善した。

① 今後の在外研究員・特別研究員制度の予定化

これまでの認証評価において、研究支援制度・在外研究員制度を法科大学院教員が利用していないことが指摘されてきた。本学のような小規模法科大学院では在外研究員・特別研究員の期間をとることは過去難しい面があった。しかし、今後は法科大学院として向こう数年間のプランを策定する必要があるため、令和元年10月・11月度の研究科委員会において、今後の予定者を決定した。

② 法科大学院専任教員の研究の活発化と検証体制の整備

これまでの認証評価において、法科大学院の専任教員が研究業績を上げ、これを確認・検証する体制が整っていないことが指摘されてきた。今年度、この点に関して検討を行い、毎年度末に自己点検委員会に全各専任教員が当該年度の業績を報告し、研究不活発な教員に自己点検委員長より勧奨する制度を設定した。また、FD活動として、学期末において、教員の研究報告会を実施しているが、次第に定着してきており、研究活動の活発化に寄与している。